

中国の環境規制について



みなと銀行上海駐在員事務所
所長 **野田 啓介**

【プロフィール】

1992年神戸学院大学卒業。同年4月みなと銀行入行。2018年4月、国際業務部次長兼アジア室長を経て上海駐在員事務所長就任。

最近、上海に出張してこられた方が「上海の空がきれいになったね」と言うのを聞くことが増えています。皆さん、どんよりとした空をイメージされているのでしょうか。

季節や風向きによっては、大気汚染がひどい日もあります。ここ2、3年できれいな青空が見える日が多くなったように感じます（写真1・2）。

日本のPM2.5の環境基準（1立方メートル当たりの平均濃度）は、年間15マイクログラム以下、かつ、1日35マイクログラム以下と定められています。上海市環境保護局が公表している基準（同・年間）は、2015年が53マイクログラム、16年は45マイクログラム、17年には39マイクログラムと日本の基準とはまだ乖離はありますが、年々改善されてきています。これも環境問題に対する中国政府の真剣な取り組みによる成果なのでしょう。

今回は、中国における環境規制について報告いたします。



(写真1) PM2.5のひどい日の上海の空



(写真2) 上海金融街の青空

強化される環境規制

中国政府は2015年1月「中華人民共和国環境保護法」の改正を行い、PM2.5による大気汚染、水銀・ヒ素等による水質・土壌汚染、騒音等の環境問題に対する法規制の整備、取組スキームの制定、規制遵守に向けた実務・運用面の体制整備を行いました。

その後も、関連する法令の見直しを進め、制裁金の引上げ、規制対象となる汚染物質の見直し、違反企業に対する工場の操業停止、閉鎖、移転などの処罰を盛り込むとともに、行政側の監督管理責任を明確にしました。

さらに今年1月には、「中華人民共和国環境保護法（環境保護税法）」が施行され、汚染物質を排出する企業に対して排出物質および排出量に応じ納税義務が課され、納税対象者、課税対象となる汚染物質と税額基準、減免措置、徴収管理・罰則等が規定されています。課税対象となるのは、「大気汚染物質」、「水質汚染物質」、「固体廃棄物」、「工場騒音」の四項目となっています（表1）。また、「大気汚染物質」、「水質汚染物質」については各地方政府が規定の範囲内で現状に基づき確定するとされています（表2 上海市の税額表）。

一方で、減免措置も定めてあり、農業生産に伴うものや、自動車・船

環境保護を目的に制定されたこの法律の厳格な運用により、企業は納税や設備投資などのコスト負担のみならず、段階的な汚染物質の排出基準値の引下げや新たな課税項目の追加なども踏まえた将来的な汚染物質削減に向けた取り組みにかかるコスト負担も想定しておく必要があるでしょう。

上海市環境保護局が今年6月に公表した2017年上海市環境状況公告によれば、約

4400社が行政処罰を受け、その内、差押え179件、生産制限、停止措置30件、行政拘留18件、環境犯罪の疑いがあると警察部門に移行した事案が68件と厳しい処分も出されています。また、処罰に伴う罰金総額は約4億元

環境規制は、環境ビジネスを扱う企業にとって、市場拡大が見込める一方で、製造業にとっては会社存続の重要課題となります。また、自社のみならず、環境規制によりサプライヤーが移転、廃業を余儀なくされる事例もあり仕入れ先など関連する企業についても留意しておく必要があるでしょう。

そのためにも、引き続き関係当局が発信する法令、通達等の情報収集に努める必要があります。

船舶・鉄道・航空機等の輸送に伴う排気ガス、騒音等は除外されています。

また、大気汚染物質・水質汚染物質に関しては、排出量が中央政府や各省の定める基準値の50%を下回る場合は50%減免するなどの減税策も設け、積極的な汚染物質の排出量削減に努めるよう促されています。

日系企業への影響

(日本円換算約80億円) になっています。

昨年10月11日、日本貿易振興機構(ジェトロ)上海事務所が中国に進出している日系企業に対して実施した「2017年進出日系企業に対する環境規制調査アンケート」によると、直近1年間に37%の企業が「政府の指導を受けた」と回答しています。また、55%の企業が「自主的な環境規制対応を実施した」と回答しており、具体的な取り組みとしては、処理設備の追加が最も多く、環境監査・測定の実施、排出濃度の削減となっています。

今年8月には「中華人民共和国土壤污染防治法」が成立し、2019年1月より施行されます。同法では、国務院が重点的に規制する有害物質リストの交付とともに、担当当局が重点監視する企業リストを制定し、対象企業には土壤汚染物質の排出状況の報告を義務付ける等の新たな規制も追加されます。

(表1) 環境保護税法税額表 (出所:中華人民共和国環境保護税法)

汚染物質	課税単位	税額 (日本円換算概算)	
大気汚染物質	1汚染物質換算単位量当たり	1.2~12元(注)(約20~200円)	
水質汚染物質		1.4~14元(注)(約23~230円)	
固体廃棄物	石炭ボタ	5元(約85円)	
	選鉱クズ	15元(約255円)	
	危険廃棄物	1,000元(約17,000円)	
	製錬クズ、微粉炭灰、スラグ、その他固体廃棄物(含む半固形、液体廃棄物)	25元(約425円)	
騒音	工場騒音	基準超過1~3デシベル	毎月350元(約5,900円)
		基準超過4~6デシベル	毎月700元(約11,900円)
		基準超過7~9デシベル	毎月1,400元(約23,800円)
		基準超過10~12デシベル	毎月2,800元(約47,600円)
		基準超過13~15デシベル	毎月5,600元(約95,200円)
		基準超過16デシベル以上	毎月11,200元(約190,000円)

(注) 各地方政府等が各地の現状に基づき確定

(表2) 上海市の大気・水質汚染物質環境保護税額表

汚染物質	課税単位	税額	
		2018年	2019年
大気汚染物質	二酸化硫黄	6.65元	7.6元
	窒素酸化物	7.6元	8.55元
	その他	1.2元	
水質汚染物質	化学的酸素要求量	5元	
	アンモニア性窒素	4.8元	
	第一類水質汚染物質	1.4元	
	その他		

(出所:上海市財政局、上海市地方税務局、上海市環境保護局 2017年12月18日付沪財発[2017]8号)

今後の対応

しており、その中には、「事業の継続が困難」や「工場の製造ラインの一部移転」を検討していると厳しい対応を迫られている企業も数社ありました。昨年、当事務所が調査した環境規制に関する事例でも、工場が緑化公園区域に指定され将来的に操業することができなくなることから移転を検討している先や、立入検査により製造過程で発生する排気、排水の処理施設の処理能力が環境基準に達していないとの指摘を受け、設備増設を行ったという先がありました。